

【別紙第1号】

要 求 水 準 書

宜野灣市保育施設設置・運営条件

令和8年1月

目 次

I	運営の基本に関する要求水準	3
1	法令等の遵守	3
2	平等な取り扱い	3
3	再委託等の禁止	3
II	園運営に関する要求水準	3
1	定員等	3
2	保育時間等	4
3	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	6
III	施設設置に関する要求水準	8
1	事業実施地域	8
2	施設設置に関する条件等	8

注意事項（必ずお読みください）

- 1 本事業の運営等については、本要求水準書の内容を基本としつつ、事業者（以下「法人」という。）からの提案内容を踏まえ、市と協議のうえ決定するものとする。
- 2 法人は、「子どもの最善の利益」を最優先に、保育所保育指針に基づき、保護者、地域、関係機関と連携のうえ、子どもの健康及び安全を確保し職員研修等の充実による保育の質の維持・向上に常に努めること。

本要求水準書は、「宜野湾市保育施設設置・運営者募集」（以下「本募集」という。）の実施にあたり、法人に要求する事業施設の設置及び運営に関して求める水準を示すものである。

I 運営の基本に関する要求水準

1 法令等の遵守

市の認可施設であることを十分に理解し、児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針その他関連法令、通知、基準等（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、それらに基づく適切な運営及び保育を実践すること。

※ 法令等の一例（列記以外の法令等についても確認のうえ、遵守徹底すること。）

- ① 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宜野湾市条例第17号）
- ② 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宜野湾市条例第18号）
- ③ 宜野湾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年宜野湾市条例第9号）
- ④ 宜野湾市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年宜野湾市条例第22号）
- ⑤ 宜野湾市家庭的保育事業等の認可手続等に関する規則（平成27年宜野湾市規則第41号）
- ⑥ 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則（平成28年宜野湾市規則第15号）

2 平等な取り扱い

園の運営にあたり、園児、保護者及び地域住民等に対して、国籍、信条、社会的身分、性差、障害等を理由に差別的な取扱いをしてはならない。

3 再委託等の禁止

園の管理・運営に係る業務を一括して第三者へ委託してはならず、責任を持ってその業務を執行すること。

II 園運営に関する要求水準

1 定員等

（1）定員

認可定員は、原則、次表のとおりとし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第3号（以下「3号認定子ども」という。）を受け入れること。

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	合計
定員	3名	8名	8名	19名

(2) 留意事項

- ① 利用定員については、施設の状況、入園希望者数及び市の待機児童の状況等を総合的に勘案し、毎年度、市と法人で協議のうえ決定すること。
- ② 利用定員の決定又は変更に伴い必要となる手続きを適切に行うこと。
- ③ 入園希望者が利用定員を超過する場合は、施設環境の工夫及び人員確保の対応等含め、市と協議のうえ対応すること。

2 保育時間等

(1) 開園時間（土曜日含む）

園の開園時間は、次の時間を基本とし、市と協議のうえ設定すること。これよりも短時間とする場合には、市の許可を得ること。

- ① 保育標準時間 7時15分から18時15分まで（最長11時間）
- ② 保育短時間 8時15分から16時15分まで（最長8時間）
- ③ 延長保育
 - (ア)保育標準時間（最長11時間）を超えて必要な場合、19時15分まで。
 - (イ)保育短時間（最長8時間）を超えて必要な場合、19時15分まで。

(2) 閉園日

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ② 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- ③ 沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）に規定する日
- ④ 台風等の災害時には、市が指定する日時（一日の途中から開園する場合もある）
- ⑤ その他、法人が特に必要と認める場合には、市と協議し、市が認めた日

(3) 職員に関すること

- ① 施設長は専従及び常勤職員であり、児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とすること。加えて、他施設の施設長や保育主任等の経験があることが望ましい。
- ② 保育時間中は、必ず複数の保育士で保育できる体制を整えること。
- ③ 保育士については、経験年数や年齢についてバランスの取れた構成とすること。
- ④ 職員確保に関して、円滑な開所及び運営が行える、実現性が高い計画を立て、常に職員の処遇改善及び環境改善に積極的に取り組むこと。
- ⑤ 職員の資質向上のため、沖縄県や市が主催する研修その他幼児教育・保育等に関連する催事、研修会、勉強会等に参加・協力すること。
- ⑥ 職員に対し、雇入時健康診断及び定期健康診断（1年に1回以上）を実施すること。加えて、調理・調乳に従事する職員に対し、雇入時及び当該業務への配置換え時並びに月1回以上検便（赤痢、サルモネラ、O157

等) を実施し、検便の検査結果を確認したうえで、当該業務に従事させること。

⑦ 嘱託医として、内科医及び歯科医を各 1 名確保すること。

(4) 給食に関すること

- ① 調理員を配置し、自園で調理すること。ただし、連携施設又は当該小規模保育事業所と同一の法人等が運営する施設からの搬入による提供は可とする。その場合は、調理員を配置しないことができる。
- ② 給食の提供にあたっては、安全な食材の調達に努めるほか、衛生管理を徹底して食中毒の防止に万全を期すとともに、食育の推進とアレルギー対応を含む個々にあった食事の提供を行うこと。

(5) 健康管理及び衛生管理

- ① 児童の健康状態や発育、発達状態の把握に努めること。
- ② 保育中の体調不良や事故の発生防止対策を行うとともに、万が一発生した場合に備え、嘱託医配置等の必要な体制を整えること。
- ③ 感染症等に適切な対応を図ること。

(6) 地域との関わり

対象地域は住宅地に位置し、近隣住民に対する配慮が不可欠であることを念頭に、施設運営上生じる音・声、送迎車両について近隣住民に理解を求めるほか、効果的な対策を講じること。

(7) 保護者との関わり

- ① 保育士等で日常の利用児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。
- ② 保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置するとともに、苦情処理マニュアルを作成すること。

(8) 連携施設の確保

事業実施までに、保育内容の支援及び代替保育の提供、3歳児以降の受け入れを担う連携施設を確保すること。なお、公立及び公私連携法人については市を通じて紹介を行う。

(9) 個人情報の保護

- ① 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- ② 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

(10) その他

- ① 災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。
- ② 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することにより、補償の体制整備を図ること。
- ③ 要支援児童に対する支援や虐待の早期発見、防止に向けて、市をはじめ、児童相談所、警察署、消防署等関係機関と円滑な連携が図れるよう努めること。
- ④ 多様な保育や地域の子育て支援ニーズに応えるための提案があれば企画

提案書に記載すること。なお、実施の内容については選定後に市と協議を行うこと。

- ⑤ 市区町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。
- ⑥ 地域行事等への積極的参加による保護者、地域住民等との幅広い世代交流の促進を図り、地域の伝統芸能・文化・自然など地域資源を生かした取組など地域とともに、こどもたちを育む教育・保育を実践すること。
- ⑦ 令和8年度中に開所可能な場合は、選定後に市と協議を行うこと。

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

（1）事業内容

① 利用対象となるこども

- (ア)市内に居住する、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～2歳とする。（利用開始日時点で0歳6か月のこどもが対象。満3歳になると利用対象から外れる。）
- (イ)認可外保育施設に通っている0歳6か月～2歳は対象とするが、企業主導型保育施設に通っている0歳6か月～2歳は対象外とする。
- (ウ)行政区をまたいでの利用も可能とする。その場合、利用対象者が居住する自治体へ事前に確認を行うこと。

（2）こどもの預かり

- ① 乳児等通園支援事業（以下「本事業」）を実施するために、通常保育の定員とは別に、事業実施のための0歳児・1歳児・2歳児の定員を設定し、対象となるこどもの預かりを行う。なお、0歳児・1歳児の定員は必ず1人以上は確保すること。
- ② 原則として令和9年6月1日までには預かりを開始し、毎年度継続して本事業を実施すること。※こども誰でも通園制度実施に関する手引き（こども家庭庁）を参照。
- ③ 利用方法については、「定期利用方式」（本事業用に確保した定員の範囲内で、定期利用枠を予め設定し、利用者を受入れる方法）または「自由利用方式」（本事業用に確保した定員の範囲内で、自由に利用者を受入れる方法）、もしくは「定期利用方式と自由利用方式との併用」を選択して実施すること。
- ④ 実施方法については、一般型（在園児と合同）もしくは一般型（専用室独立実施型）のいずれかを選択し、設備運営基準、職員配置基準を遵守のうえ実施すること。
- ⑤ 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施すること。
- ⑥ 利用可能枠（こども一人当たり月10時間）の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び実施施設の機能等の正当な理由により提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告すること。
- ⑦ 原則「こども誰でも通園制度総合支援システム」（以下「システム」という。）を利用すること。

- ⑧ 利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市に速やかに報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努めること。

(3) 利用者の募集・受け入れ

- ① 事業を開始する2か月前には園は利用者の募集を開始し、募集開始後、事前面談等を行いこどもの受け入れを行うこと。
- ② 利用者からの申し込みは、システムにおいて受付を行うものとする。
- ③ 配慮が必要なこどもやその保護者（要支援家庭）から利用希望がある場合は、配慮を行うこと。

(4) 利用者の利用時間の管理

システムにおいて、月ごとに利用者の利用時間の管理を適切に行うこと。

(5) 利用者負担の徴収

- ① こども一人1時間あたり利用料を、園で徴収する。
- ② ただし、生活保護世帯等は利用料の減免を行う。
- ③ このほかの給食費・おやつ代等の実費負担については、保護者同意のうえ、園においてそれぞれ定めた金額を徴収する。

(6) 本事業の周知

本事業の周知は、園がホームページ、SNS等において行う（在園児保護者への周知を含む）。市においても、子育て関連施設等の窓口や市ホームページ等で周知するものとする。

(7) 設備・職員基準

宜野湾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年宜野湾市条例第9号）第21条及び第22条を満たすこと。（概要は下表のとおり。）

設備基準	職員基準
・乳児室 満2歳未満の乳幼児のうち、ほふくしない者 1人につき、1. 6 5 m ² 以上	・配置基準 0歳児 おおむね3人につき1人以上
・ほふく室 満2歳未満の乳幼児のうち、ほふくする者 1人につき、3. 3 m ² 以上	1・2歳児 おおむね6人につき1人以上
・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき、1. 9 8 m ² 以上	・資格 乳児等通園支援従事者（保育士又はその他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者）

(8) 留意事項

- ① 保育中に重大事故が生じた場合には、速やかに市に報告すること。
- ② 本事業の実施時に事故等が発生した場合の補償に対応できるよう、保険に加入するなど対策を講じておくこと。
- ③ 利用日当日に通園がない場合には、対象児童の状況を確認すること。

- ④ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、市に情報提供を行うこと。また、単なる情報提供にとどまらず、当該児童の保育および保護者との面接対応に際して、市と連携して対応を行うこと。
- ⑤ 給食等の提供を行う場合においては、アレルギー対応が必要な児童への除去食や代替食のほか、離乳食や体調不良時における配慮食など、一人ひとりの心身の状況に配慮した食の提供を行うこと。また、誤食や誤配を予防、防止するためのマニュアル整備や内部研修、定期的な見直しを行うこと。
- ⑥ 本事業は満3歳以上の児童を対象としていないことから、地域の教育・保育施設と連携し、本事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めること。
- ⑦ 本事業については、今後国の動向によって内容が変更することもあるため、市は随時その内容について法人へ情報提供を行うとともに、本事業への取り組みを支援していくものとする。

III 施設設置に関する要求水準

1 事業実施地域

本募集における事業実施地域では、宜野湾市こども計画に基づき地域ニーズに対応する保育施設の設置を目的としており、保育環境も含めた地域と共生できる保育施設を設置すること。

2 施設設置に関する条件等

(1) 施設設置計画について

- ① 施設を設置する建物等については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、沖縄県福祉のまちづくり条例（施設整備マニュアル）【建築物編】（平成17年度版）、宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宜野湾市条例第17号）等の内容を把握、理解し、その他関係法令等を遵守するとともに、周辺地との調和に配慮されたものとすること。

※特に保育施設認可において建築基準法への適合性は必須であり、検査済証の写し（建物を改築・改修している場合は、改築・改修後の検査済証の写し。紛失している場合は建築確認申請台帳記載事項証明書。）及び耐震診断報告書又は耐震診断補強工事実施済みを証する書類の写し（新耐震基準を満たしていない建物（昭和56年6月以前に受理された建物）の場合）は、応募の際の提出書類となるため留意すること。

- ② 令和9年4月1日を開園目途とするため、改修工事等の着手（市へ着手届を提出）は令和8年9月までに行うこととし、開園準備期間も踏まえ令和9年2月末日で工事を完成すること。
- ③ 法人は、近隣住民等に工事施工時の騒音、安全対策、保育の実施内容・整備計画等について選定後に適切に説明するよう努め、地域住民等の理解を得ること。

- ④ 保護者の送迎用駐車スペースについては、近隣住民に迷惑がかからないよう送迎経路を立案し市へ示すとともに、職員用の駐車場についても必ず確保を行うこと。

(2) 施設設置に係る費用負担（補助金等）

- ① 施設設置に係る経費に関しては、国の保育対策総合支援事業費補助金の活用を前提とし、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱及び宜野湾市保育所等改修費等支援事業補助金交付要綱（案）に基づき交付するものとする。
- ② 施設設置に要する経費のうち、①に示す交付要綱等に基づき、補助対象経費及び負担割合に応じた額を交付するものとする。ただし、市の予算を上限額とし、上限額を上回る部分の経費については、全額事業者負担とする。交付要綱等の改正や関係機関との協議の結果によっては、補助の内容に変更が生じる可能性があることに留意すること。

(3) 設置計画等に関する留意

- ① 施設設置に係る改修工事等の実施に当たっては、騒音、振動、粉じん、工事車両の往来等に係る安全管理に十分留意するとともに、関係者と綿密な協議を行い、適切な安全対策を講じること。また、工事計画の内容についても近隣住民や地域等に対し丁寧な説明を行い、理解と協力を得ながら進捗させ、工事期間中や開園後も良好な関係を構築するよう努めること。
- ② 本募集により選定された法人が当該事業の設置改修工事を行う際は、市における令和8年度予算の範囲内において交付決定を行う。交付決定前、またはそれ以外における市の事業着手承認がない中での事業経費については、補助金交付の対象とならない。
- ③ 施設の設置に係る工事及び備品購入等の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めによる入札手続き等の遵守により、費用対効果の最大化を図るとともに、必要に応じて市の指示を受けること。
- ※市の契約手続の取扱いに準拠せずに締結された契約等は補助金交付の対象とならない場合がある。

本件に関する問い合わせ及び各書類提出先（事務局）

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市こども部こども政策課

T E L : 098-893-4488

メール : Fukusi25@city.ginowan.okinawa.jp